

草津市こども・若者計画 別紙

市町村こども計画については、こども基本法第10条第5項の規定に基づき、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされ、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」（こども家庭庁）においても、「既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される」としています。

その一方で、同ガイドラインでは、「地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ること、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能」としています。

この草津市こども・若者計画 別紙計画は、随時策定する必要のある個別事項について定めるもので、市町村こども計画の一部として位置付け、その効力を発揮するものとします。

1 こども・子育て支援事業債活用計画

こども・子育て支援事業債については、草津市こども・若者計画に該当事業を位置付けることで、起債発行の同意が得られ、後年度に交付税措置を受けることができる有利な市債を発行することができます。

今後予定している下記事業を、こども・子育て支援事業債活用予定事業に位置付けます。

こども・子育て支援事業債活用事業

実施予定年度	実施事業名	具体的な事業内容
令和7年度	笠縫東こども園正門外構改修事業 (視認性等向上対策)	こども園の正門について、視認性等の機能強化を図り、安全で安心な保育環境を整備する。
令和7～8年度	草津川跡地整備事業 区間2(ai 彩ひろば)遊具設置等事業 区間4(JR 上部)遊具設置等事業	公園のさらなるにぎわいの創出や、こどもの居場所づくりの取組として、区間2(ai 彩ひろば)および区間4(JR 上部)に新たに遊具と日陰対策施設を設置する。